

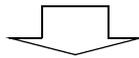
## 県設定区域(案)について

- 1 県設定区域について (県支援事業支援計画必須記載事項)  
〔法第62条第2項第1号, 基本指針第三の四の1〕

県は,

- ・教育・保育の量の見込み
- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期  
(確保方策)

を定める単位となる区域を設定する。



教育・保育施設の認可, 認定の際に行われる需給調整の判断基準

- 区域の設定は, 市町村区域の設定状況を勘案し, 広域利用等の実態を踏まえ  
行うこととなっている。

〔 県設定区域は, 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共  
通の区域設定とすることが基本 〕

## 2 市町村における設定区域数及び広域利用の状況

- (1) 市町村における区域の設定状況 (素案)

区域数	市町村数
1	36
2	3
4	1
6	1
7	1
14	1
合計	43

- (2) 広域利用の状況

居住市町村外施設利用率 県平均 2.1%

※ 詳細については, 資料2-1のとおり

## 3 区域の設定 (案)

複数の市町村を一つの区域とすることが必要な広域利用の状況がないため, 県設定区域は市町村単位とする。

(県の区域の設定は, 区域をまたがる利用を妨げるものではない。)